

各 位

上場会社名	寺崎電気産業株式会社
代表者	代表取締役社長 寺崎 泰造
(コード番号	6637)
問合せ先責任者	専務取締役経営企画室室長 周藤 忠
(TEL	06-6791-2701)

## 東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成30年11月19日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

## 記

当社は、平成30年9月13日に当社元従業員による不正行為に関する調査委員会の調査報告書を受領後、平成30年9月14日、近畿財務局長に対して、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書並びに平成31年3月期第1四半期報告書をEDINETで提出しました。

その上で、当社は、平成30年9月14日、平成31年3月期第1四半期報告書の提出が完了した旨の適時開示を行いましたが、実際には、監査法人による四半期レビューが未了であり、平成31年3月期第1四半期報告書は提出期限に提出できていなかったことが後日判明しました。この結果、当社が平成30年9月14日に開示した「平成31年3月期第1四半期報告書の提出完了に関するお知らせ」は、情報の内容が虚偽であったことが認められました。

こうした開示が行われた背景として、主に以下の問題点が認められました。

- ・当社は、EDINETの提出期限から逆算した作業スケジュールを事前に監査法人との間で確認していないなど、必要なスケジュール管理を行っていなかったこと
- ・当社責任者は、監査法人による四半期レビューの状況を把握できていなかったため、EDINET提出の作業担当者に必要な情報連携ができなかった結果、作業担当者が四半期レビューは終了したものと誤認し、EDINETへの提出作業を行ったこと
- ・当社は、平成31年3月期第1四半期報告書をEDINETへ提出後、四半期レビューが未了であることを認識したにもかかわらず、これによって生ずる問題について必要な検討及び確認を尽くさなかった結果、実際には四半期報告書の提出が完了していないという問題点の認識に至らないまま、「平成31年3月期第1四半期報告書の提出完了に関するお知らせ」を開示するなど、適時開示についての理解が不十分であったこと

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

以 上